

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 6 月 25 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例

青梅市介護保険条例（平成 12 年条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号ア中「令第 38 条第 4 項」を「令第 22 条の 2 第 2 項」に改める。

付 則

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例要綱

1 改正の理由

介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）の一部改正に伴い、
所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

介護保険料率に関する規定において引用している介護保険法施行令
の関係条項を次のように改める。（第 3 条関係）

改正後	現 行
地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項もしくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項または第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項もしくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項または第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 38 条第 4 項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）

3 施行期日

平成 3 0 年 8 月 1 日

青梅市介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

○青梅市介護保険条例（平成12年条例第24号）

改正後	現行	備考
<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 66,600円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第3条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 66,600円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項もしくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項または第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 略</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>2 略</p>	
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年8月1日から施行する。</u></p>		